

平成 31 年 3 月 22 日

平成 31 年度 新潟県立がんセンター新潟病院緩和ケア研修会 開催のご案内

謹 啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。このたび、標記の研修会を開催することとなりましたのでご案内いたします。

平成 28 年 12 月に改正されたがん対策基本法第 17 条において、がん患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施策として、「がん患者の状況に応じて緩和ケアが診断の時から適切に提供されるようにすること」、「医療従事者に対するがん患者の療養生活の質の維持向上に関する研修の機会を確保することのために必要な施策を講ずる」ことが規定されています。

当院では、本年も県内のがん診療に携わる医療者を対象とした緩和ケア研修会を開催いたします。研修会開催の指針が変更となり、今年度から事前の e-learning と一日の集合研修となりました。

ご多忙のこととは存じますが、奮ってご参加いただきますようお願い申し上げます。

謹 白

新潟県立がんセンター新潟病院
院 長 佐藤 信昭 (公印略)